

## Topics | トピックス

### ◆ 2019年度の年金額は0.1%引上げ

厚生労働省は2019年1月18日、総務省による「2018年平均の全国消費者物価指数」の公表(同日)を受けて、2019年度の年金額改定について公表した。これによると、2019年度の年金額は、2018年度の年金額より0.1%の引上げとなる(表1・2)。年金額の改定は、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにプラスで、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められている。2019年度の年金額の改定では、物価変動率(1.0%)が名目手取り賃金変動率(0.6%)より高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率(0.6%)を用い、さらにマクロ経済スライドによる調整を行い、改定率は0.999となった。2018年度の改定率は0.998で、0.1%の引上げとなっている。新年金額での支払いは、通常、4月分が支払われる6月からとなる。

2019年度の在職老齢年金の支給停止調整開始額等については、60~64歳の支給停止調整開始額が28万円(2018年度は28万円)、支給停止調整変更額が47万円(同46万円)、65歳以上の支給停止調整額が47万円(同46万円)となる。また、物価変動に応じて改定される手当については、2018年の物価変動率(1.0%)に基づき、1.0%の引上げとなる(表3)。

■表1 2019年度の新規裁定者(67歳以下の人)の年金額の例

\*2019年度改定率=0.999(2018年度は0.998)

	2018年度 (月額)	2019年度 (月額)
国民年金 (満額の老齢基礎年金1人分)	64,941円	65,008円
厚生年金 (夫婦2人分の老齢基礎年金を 含む標準的な年金額)	221,277円	221,504円

※厚生年金は、夫が平均標準報酬額42.8万円で40年間就業、妻が専業主婦の条件で計算。

■表2 2019の年金価格一覧

○国民年金

\*2019年度改定率=0.999(2018年度は0.998)

	2019年度価格	月額
老齢基礎年金	780,100円	65,008円
1級障害基礎年金	975,125円	81,260円
第1子・第2子の加算額	224,500円	18,708円
第3子以降の加算額	74,800円	6,233円
老齢福祉年金	399,700円	33,308円
扶養義務者の所得制限による停止後の支給額	313,300円	26,108円

○配偶者に支給される遺族基礎年金

	基本額	加算額	合計額	月額
子が1人のとき	780,100円	224,500円	1,004,600円	83,716円
子が2人のとき	780,100円	449,000円	1,229,100円	102,425円
子が3人のとき	780,100円	523,800円	1,303,900円	108,658円

○子に支給される遺族基礎年金

	基本額	加算額	合計額	1人の額	月額
子が1人のとき	780,100円	0円	780,100円	780,100円	65,008円
子が2人のとき	780,100円	224,500円	1,004,600円	502,300円	41,858円
子が3人のとき	780,100円	299,300円	1,079,400円	359,800円	29,983円

## ○厚生年金

	2019年度価格	月額
3級障害厚生年金の最低保障額	585,100円	48,758円
障害手当金の最低保障額	1,170,200円	—
配偶者加給年金額・特別加算		
(昭和 9.4.2～昭和15.4.1生)	33,200円	2,766円
(昭和15.4.2～昭和16.4.1生)	68,200円	5,683円
(昭和16.4.2～昭和17.4.1生)	99,400円	8,283円
(昭和17.4.2～昭和18.4.1生)	132,500円	11,041円
(昭和18.4.2生～)	165,600円	13,800円
遺族年金の寡婦加算額		
子1人	149,600円	12,466円
子2人以上	261,800円	21,816円

■表3 (参考) 物価変動に応じて引上げ(1.0%)となる諸手当

	2018年度 (月額)	2019年度 (月額) * ( ) 内は前年度比
児童扶養手当(全部支給の場合)	第1子: 42,500円 第2子: 10,040円 第3子: 6,020円	第1子: 42,910円(+410円) 第2子: 10,140円(+100円) 第3子: 6,080円(+60円)
特別障害給付金	1級 : 51,650円 2級 : 41,320円	1級 : 52,150円(+500円) 2級 : 41,720円(+400円)
特別児童扶養手当	1級 : 51,700円 2級 : 34,430円	1級 : 52,200円(+500円) 2級 : 34,770円(+340円)
特別障害者手当	26,940円	27,200円(+260円)
障害児福祉手当	14,650円	14,790円(+140円)
健康管理手当(原爆被爆者対象)	34,430円	34,770円(+340円)

## ◆ 2019年度の国民年金保険料額と前納額が決定

厚生労働省は2019年1月18日、2019年度の国民年金保険料が16,410円になることを公表した(表4)。これに伴い、2019年度の前納額も公表された(表5)。口座振替による前納(6カ月、1年、2年)の申込み期限は2019年2月末で、4月末に口座より引き落とされる。

全ての前納について、口座振替以外に現金やクレジットカードでの納付も可能。

■表4 2019年度の国民年金保険料額

	2019年度 (月額)	2020年度 (月額)
保険料額 * ( ) 内は前年度比	16,410円 (+70円)	16,540円 (+130円)

■表5 2019年度の国民年金保険料の前納額

\* ( ) 内は毎月納付と比較した割引額

	口座振替	現金納付
6カ月前納 (2019年4月～9月分、 2019年10月～2020年3月分)	97,340円 (1,120円割引)	97,660円 (800円割引)
1年前納 (2019年4月～2020年3月分)	192,790円 (4,130円割引)	193,420円 (3,500円割引)
2年前納 (2019年4月～2021年3月分)	379,640円 (15,760円割引)	380,880円 (14,520円割引)

## ◆ 厚生労働省で「毎月勤労統計調査」の調査に不正 ～一部年金額にも影響～

厚生労働省で毎月公表している「毎月勤労統計調査」において調査方法に不正があったことが2019年1月11日に発覚した。本来、従業員500名以上の企業については全数を対象とするところ、一部抽出したものを対象としたため、賃金額が高い人のデータが含まれておらず、2004年度以降の同調査における賃金額が低めに出ていたことがわかった。このことにより労災保険等の給付額に影響が出ている(表6)。約570億円と試算される追加給付の計算は、2019年1月11日に公表を行った「再集計値」及び「給付のための推計値」を用いて行われた。これらに事務経費も含めると全体費用は800億円近くになると推測され、GDPにも影響が出ると言われている。

根本匠(ねもとたくみ)厚生労働大臣はこの件を受けて、2019年1月15日に会見を開いた。当該調査については監査チームが検証を行い、担当職員の動機や目的、認識等を含めて事実関係の徹底的な解明を図っており、追加給付についてはスケジュールを調整中だが早急に対応していきたいと述べた。また、この調査の信頼性の回復に取り組み、状況をホームページ等で情報提供していきたいと述べた。

厚生労働省では1月11日より無料の専用ダイヤル約100回線を開設して相談にあたっている。追加給付や事務経費に係る予算は財務省と調整中。

■表6 追加給付となる社会保険給付

制度	対象となる可能性がある人画の内容	追加給付の試算額
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2004年8月以降に「基本手当」、「再就職手当」、「高年齢雇用継続給付」、「育児休業給付」などの雇用保険給付を受給した人</li> <li>・雇用保険と同様または類似の計算により給付額を決めている「政府職員失業者退職手当」（国家公務員退職手当法）、「就職促進手当」（労働施策総合推進法）を受給した人</li> </ul>	一つの受給期間を通じて1人当たり平均約1,400円、延べ約1,900万人、給付費総額約280億円
労災保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「傷病（補償）年金」、「障害（補償）年金」、「遺族（補償）年金」、「休業（補償）給付」などの労災保険給付や特別支給金等を2004年7月以降に受給した人</li> </ul>	<b>【年金給付（特別支給金を含む）】</b> 1人当たり平均約9万円、延べ約27万人、給付費総額約240億円 <b>【休業補償（休業特別支給金を含む）】</b> 1人1カ月当たり平均約300円、延べ約45万人、給付費総額約1.5億円
船員保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2004年8月以降に船員保険制度の「障害年金」、「遺族年金」などの船員保険給付を受給した人</li> </ul>	1人当たり平均約15万円、約1万人、給付費総額約16億円
事業主向け助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「雇用調整助成金」の支給決定の対象となった休業等期間の初日が2004年8月～2011年7月の間であったか、2014年8月以降であった事業主等</li> </ul>	雇用調整助成金等：対象件数延べ30万件、給付費総額約31億円

## ◆ 船員保険の障害年金（職務上の事由）と遺族年金の追加給付を公表

日本年金機構は、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」の調査方法の不正に関する報告に引き続き、2019年1月11日、船員保険制度における職務上の事由による障害年金と遺族年金の追加給付を行うことをホームページ上で公表した。これらの給付額は、「毎月勤労統計調査」の平均給与額を基礎としたスライド率を活用しているため影響が出ている。船員保険制度の職務上の事由による障害年金は現在、全国健康保険協会が支払を行っているが、1986年3月以前に受給権が発生した職務上の事由による障害年金と遺族年金については日本年金機構が支払を行っている。そのため、これらの一部の受給者については追加給付の必要が生じている。支払時期については未定だが、支払額の再計算後、追加給付が必要な人にはできる限り速やかに差額を支払う。受給者側の手続きは不要で該当者には日本年金機構から文書を送付する。

## 追加給付に対する厚生労働省の基本的対応方針

- 該当者には、2004年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施する（現在受給中の人にも対応）。
- 本来の額よりも多くなっていた人には、返還は求めない。
- 関係のあるコンピュータシステムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに順次追加給付を開始する。

## ◆ マイナンバーと年金の地方公共団体との情報連携開始

厚生労働省では年金関係について、マイナンバー制度における地方公共団体との情報連携の開始に向けて準備を進めてきたが、2019年1月16日、今後のスケジュールを公表した。

○2019年1月下旬：地方公共団体とのテスト開始

○2019年4月以降：日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会について、一定期間の試行運用を経て、順次本格運用へ移行。

○2019年6月以降：地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会について、一定期間の試行運用を経て、順次本格運用へ移行。

年金関係で地方公共団体との情報連携が実施されれば、各種手当の申請を地方公共団体等に行う場合の年金関係の書類の添付や、年金関係の手続きを行う際の課税証明書等の添付が不要となるなどのメリットがある。

## ◆ 2018年11月末現在の国民年金月次保険料納付率は3年経過納付率で73.1%

厚生労働省は2019年1月25日、2018年11月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

### 【2015年11月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比1.1%増の73.1%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は1,065万月で、納付月数は717万月。

### 【2016年11月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比4.5%増の73.6%であった。納付対象月数は956万月で、納付月数は704万月。

### 【2017年11月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は70.4%であった。納付対象月数は912万月で、納付月数は642万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は86.0%となっている。